

# 福生市教育委員会会議録

平成26年第2回定例会

- 1 開催年月日 平成26年2月18日(火)
- 2 開始時刻 午後1時00分
- 3 終了時刻 午後3時25分
- 4 場 所 第二棟4階 第2委員会室
- 5 出席委員 委 員 長 平 野 裕 子  
委員長職務代理者 渡 辺 浩 行  
委 員 徳 永 喜 昭  
委 員 加 藤 孝 子  
教 育 長 川 越 孝 洋
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 次 長 田 村 博 敏  
参 事 小 沼 孝 行  
庶 務 課 長 高 木 裕  
学 校 給 食 課 長 鳥 越 裕 之  
生涯学習推進課長 笹 本 幸 三  
スポーツ推進課長 横 倉 成 昭  
公 民 館 長 高 橋 清 樹  
図 書 館 長 島 弘  
主 幹 浅 野 正 道  
教育センター主幹 萩 原 晴 男
- 8 傍聴人 8名

## 9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第4号 中学校昼食対策について
- 日程第 4 議案第5号 福生市教育推進プラン（平成26年度～28年度）について
- 日程第 5 議案第6号 平成25年度福生市一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 6 議案第7号 平成26年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 7 議案第8号 平成25年度福生市教育委員会表彰被表彰者の決定について
- 日程第 8 議案第9号 福生市教育委員会公印規則の一部改正について
- 日程第 9 議案第10号 福生市教育委員会職員の職名に関する規則に基づく委員会の指定に関する規程の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 福生市公立学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 福生市就学支援委員会設置要綱の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 福生市立図書館基本計画の策定について
- 日程第14 議案第15号 委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について
- 日程第15 報告第2号 平成26年度福生市立小・中学校教育活動発表会について
- 日程第16 報告第3号 平成26年度福生市総合防災訓練について
- 日程第17 報告第4号 平成26年度福生市立小学校移動教室について
- 日程第18 協議事項1 平成26年度福生市教育委員会の基本的な考え方について
- 日程第19 協議事項2 平成27年度文教施策と予算に関する要望調査について
- 日程第20 その他報告事項

午後1時00分 開会

委員 長 それでは、ただいまから平成26年第2回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、渡辺浩行委員、加藤孝子委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告、教育長から報告願います。

教育 長 それでは、私から、先月の定例会の後の事務局の動きにつきまして御報告申し上げます。

はじめに、2週連続の大雪でございまして、その対応につきまして市役所を挙げまして対応をさせていただいたところでございます。土日でありまして、職員に招集をかけて、2月15日土曜日には市職員107名、消防団員83名、建設業者等と交通安全協会の方々と合わせまして33名、それから2月16日日曜日には、同様に市の職員122名、それから消防団106名、交通安全推進委員18名、建設業者等が5業者39名に御協力をいただきまして、市民の安全の確保等の対応をしたところでございます。特に教育施設につきましては、駐輪場等の屋根の倒壊といったところがございしますが、それ以上の物的あるいは人的な被害がないことが何よりでございました。小・中学校におきまして、今のところ施設等の被害が出たところはなく、子どもたちにとりまして翌日の月曜日の登下校に使用いたします通学路等の安全確保ということで、特に消防団員の方々にその通路を確保していただきまして、子どもたちが安心して通れるようにしていただきました。昨日、教育委員長とともに、消防団員の団長をはじめ交通安全対策協議会の方々にお礼を申し上げたところでございます。おかげさまで、この雪の影響につきましては、今のところ問題なく教育課程はスムーズに進行しているところでございます。

それから、2点目のことでございますが、メモに書いてございませんけれども、ふっさっ子未来会議についてでございます。これにつきましては、第4回の会合を先日行いまして、次回が年度の最後で、今年度のまとめを第5回会議で行いたいと思っております。次年度の予定も含めまして、次年度に継続すべき協議事項、あるいは次年度にお願いする委員等の構成等につきまして御相談申し上げたいと考えているところでございます。今現

在、事務局で今年度のまとめをしているところでございますので、次回第5回会議で提案をさせていただければと思っております。

それから、至急案件でございますけれども、本日の日程に組み込まれております災害時対応施設整備計画の策定における中学校昼食対策についてでございます。後ほど事務局から御提案をいたしますが、現状の給食センター機能をできるだけ早く移転しなければならないという中で、非常にタイトなスケジュールの中、慎重に多角的に意見を集約し御議論をいただいたところでございます。本日は、その結論ということでございますけれども、何とぞよろしく願い申し上げます。結論次第によりましては、今後の計画の策定等にさらなる審議が必要なことが山積みでございます。重ねてよろしく願いを申し上げます。

それから、学校関係でございます。インフルエンザの流行期に既に入っております、全国各地で学級閉鎖、学年閉鎖等が相次いでおりまして、本市におきましてもメモに示しておりますように、2月12日までで18クラスを閉鎖しております。閉鎖の期間は、医師の指導に基づきますけれども、3日から4日ということで閉鎖をいたしております、本日も3クラスの閉鎖をするという報告をいただいているところでございまして、その影響を心配しているところでございます。学校には、これによる学習面の保障と生活面の注意、さらには閉鎖にかかわらず登下校の留意点などにつきまして指導室より促しているところでございます。

それから、食物アレルギーについて、この研修を学校をはじめ子どもを預かる部署の方々に何としても早く実施したいということで企画しておりました。1月28日に予定どおり実施ができて、東京慈恵会医大の小児科診療部長の勝沼先生に来ていただきまして78名の参加を得て行ったところでございます。幼稚園や保育園、それから地域の児童館などたくさんの方々にお越しいただきまして、一緒にこの研修を受けさせていただきました。なぜ発症するのか、あるいは発症のメカニズム等を含めて発症したときの対処の仕方、医学的な見地からたくさんの方のアドバイスをいただきまして、またエピペンの使用等の演習も含まれておりまして、私も自ら参加させていただきましたが、大変示唆に富んだ話でございました。これにつきましては、今後もアレルギー対策につきまして私たちもその内容をきちんと知るべきで、また現場ではきちんとスキルを身につけて対応すべく体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。

それから、この年度末ということもございまして、校長の自己申告の年

度最終面接を行っております。これにつきましては、年度当初に教育委員の前で校長が学校経営方針を述べたわけでございますけれども、その達成状況等、特に学力、不登校といったところで重点を絞って、現状を把握したところでございます。各学校とも工夫をして取り組んではおりますが、もう一步踏み込んでほしい、あるいは改善してほしいといったことをアドバイスしたところでございます。

それから、2月5日でございますが、市のPTA連合会役員の方々と教育委員会事務局の懇談会が行われました。事務局からは各課長が出席をしまして、今後の市の施策のあるべき方向性などの大変有意義な意見交換をすることができまして、役員の方々からも充実した時間であったという評価もいただき大変うれしく思った次第でございます。今後こうした会合で、市民の声と申しまししょうか、直接に保護者等の声を聞く機会として大切に捉えていき、出向いてまいりたいと思っております。

それから、冒頭にお話ししましたが、大雪の影響で、15日と16日の前週の8日と9日にも雪の影響がございまして、予定されておりました第一小学校、第三小学校の道徳授業地区公開講座が臨時休校という措置をとらざるを得なくなりまして、この予定した授業の内容につきましては、通常の中で振り替えるよう、その準備したことを生かすように指示をいたしたところでございます。

それから、東京都の中学生駅伝、これにつきましても大雪により中止ということで、これについては1月31日に今年度から市長から直接ユニフォームを手渡していただいて、子どもたちに直接激励をいただくという壮行会を行っておりました関係で大変楽しみにしていたところでございます。子どもたちも大変張り切っているという声を聞いておりましたので、ぜひ大会をやらせたかったところでございますが、天候によりやむを得ないということで、また次年度に引き続いて準備をしてまいりたいと考えているところでございます。

それから、2月12日の市の教育研究会報告会では、平野委員長にも御出席をいただきまして御挨拶をいただいたところでございます。「自ら考え学ぶ児童生徒の育成」ということで、これまで取り組んでおります小・中9年間の連続性を意識したそれぞれの学校の取組について発表させていただき、報告をしていただいたということでございます。また改めて市民向けにこういった内容を報告する機会がございましたので、その中でも扱っていただければと思っております。

それから、メモのとおり、今後の予定につきましては、※印を付けさせていただきますいております。

社会教育関係、あるいは市の動向につきまして、今後の会議の動向につきましてもその記載をさせていただいたとおりでございます。

次週の2月25日から3月26日まで第1回市議会定例会が行われる予定でございます。今回の定例会では市長の施政方針演説に続いて、市教委の基本的な考え方を委員長より御表明いただくことになっております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それから、今回の定例会の議案につきましては、本日の日程の案件にも入っておりますが、教育委員会所管にかかわる年度当初予算につきまして後ほど審議をいただくことになっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、その他でございますが、3月8日には教育委員会表彰式を予定しております。また、これも恒例になってきて大変うれしいことでございますが、児童・生徒のみならず市民の方々が大変御活躍でございます。そういった意味で表彰する、たたえるという大変重要な式典と思っております。その日の午後には児童・生徒による音楽によるまちづくりコンサートも予定しているところでございます。年度末で大変お忙しいところではございますが、何とぞ御出席のほどよろしくお願い申し上げます。

私から報告は以上でございます。

委員長 教育長からの報告は終わりました。

質問がありましたらお願いいたします。

徳永委員 前回の教育委員会で報告がありました第一小学校副校長先生のその後の容態はいかがででしょうか。

庶務課長 第一小学校の副校長先生におかれましては、1月20日に転落事故がございまして、青梅総合病院に入院されました。その後は快方に向かっておりまして2月11日に退院をされ、現在は青梅総合病院に週1回の通院、また市内の別の病院でリハビリを受けている状況でございます。おおむね来週の頭ぐらいに公務に復帰できるという報告を校長先生から受けております。

委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

徳永委員 はい、ありがとうございます。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第4号、中学校昼食対策についてを議題といたします。

学校給食課長より内容説明をお願いいたします。

学校給食課長 日程第3、議案第4号、中学校昼食対策について、提案理由並びにその内容について説明いたします。

提案理由でございます。中学校昼食対策の実施方法を変更いたしたいため、本議案を提出するものでございます。

次に、内容の説明ですが、説明の前に教育委員会におけるこれまでの検討の経緯を御確認いただきます。本日お配りいたしました議案第4号、資料の1の中学校昼食対策について、中学校昼食の検討結果を御覧ください。

恐れ入ります、21ページをお願いいたします。平成25年5月24日の教育委員会定例会において、新学校給食センターの整備計画（案）について、災害時対応施設整備計画の検討の中で中学校給食の実施についても検討する旨の御決定をいただいたことをはじめとして、延べで本日を含め8回の御検討を短い期間の中で、実施してまいりました。御協力をいただきお礼を申し上げます。

さて、これまでの協議会や勉強会で報告した中学校給食の検討状況をさらに精査、検討を加えた中学校給食の検討結果を取りまとめました。事務局の中学校給食の検討結果は、全生徒を対象とした中学校完全給食を実施するとの結論でございます。本日は、この事務局の検討結果を御審議いただき、中学校給食について御決定いただくとするもので、併せてこの結果を踏まえた福生市立中学校給食の基本方針（案）並びに福生市学校給食の基本理念と基本方針（案）についても御審議いただき、御決定いただくとするものでございます。

それでは、中学校給食の検討結果を説明いたします。3ページを御覧いただきたいと思っております。

1の学校給食を取り巻く状況です。昭和29年施行の学校給食法は、戦後の食糧難を背景に、栄養を給食で賄うことを目的としておりましたが、今日では食糧事情は改善されました。しかし、子どもたちの食生活は、孤食や偏食や不規則な食事など新たな問題が指摘されており、こうした点を踏まえ、食育基本法が制定され、食育の推進の基本的施策の一つとして学校給食が位置づけられました。平成20年には学校給食法が改正され、目的を食の大切さや地域の食文化、栄養のバランス、学校給食を活用した食に関する実践的な指導など、食育に重点が置かれました。また、新学習指導要

領においても、肥満・生活習慣病などの食に起因する健康問題や地域食材を生かした食文化の指導が追加されています。一方、輸入食材の安全性や原油高に端を発した食材の高騰、さらに食料自給率などの食を取り巻く環境が国民の関心を高めており、望ましい食生活の形成は国民共通の極めて重要な課題となっております。福生市における学校給食の状況は、福生市立第一給食センターと福生市立第二給食センターの2カ所の学校給食センターで、市内7校の小学校の給食を調理しておりますが、衛生管理上の問題や、施設・設備の老朽化などの問題があり、早期の建替えが懸案事項となっております。

平成25年3月、防災と食育という新たなテーマと合体することで、災害時対応施設として「学校給食センター建設予定地を無償で確保できたこと。確保できた建設予定地の敷地面積は、併設される防災機能施設、食育機能施設を考慮しても中学校給食を実施することができる建設予定地の一つであること。災害時対応施設として学校給食センター建設事業を防衛補助の対象とすることができたこと。」により、学校給食を取り巻く状況は大きく変化を遂げました。

2の学校給食の目的の(1)関係法令が求める目的では、食を取り巻く状況を踏まえた学校教育法や学校給食法が食育の観点へと改正され、学校給食を活用した食に関する指導が加わりました。

5ページを御覧ください。(2)は学校給食のその他の側面です。平成25年に実施したアンケートやこれまでのPTA等の懇談では、家庭での負担の軽減を求める声があることや、今後は生産年齢人口の減少が予想され、そのような社会に対応するためには女性が社会で活躍することが期待されることから、女性の働きやすさに寄与するという点でも学校給食の役割はあると考えられます。

6ページを御覧ください。5は中学校生活における生徒の状況です。現在の中学生の生活は、教諭、保護者、学校関係者のおかげでかつての状況は改善され、落ち着きを取り戻していると分析し、中学校給食を実施できない要因では既にないと判断をいたしました。

7ページを御覧ください。6の当市における食育の現状は、栄養教諭制度をはじめ発展途上であり、課題もある状況であるため戦略的な取組が必要であると考えております。

8ページを御覧ください。ランニングコストについてです。中学校給食の検討におけるコストの比較項目は、「現状の学校給食におけるランニン

グコスト」、「新学校給食センターの下での食缶提供による小学校のみを実施した場合のランニングコスト」、同じく「食缶提供により中学校を含め実施した場合のランニングコスト」を比較し、参考として個食配膳提供の2案についても検討を行いました。また、調理にかかる経費を比較対象額として中学校において完全給食を実施することに伴う、学校給食費の扶助費についてもランニングコストに含め試算を行い、現行の経費及び小学校（食缶）には中学校昼食業務委託料を含んでおります。現行の経費は、平成24年度の決算額を基本としていますが、人員の正規職員は現在の調理員の人数です。また、人件費には、都費であります栄養士の人件費は含んでおりません。

9ページを御覧ください。ランニングコストの比較検討の結果、現状における調理にかかるランニングコストとほぼ同額のランニングコストで新たな学校給食センターのもとで実施する食缶提供による中学校を含めた給食及び扶助費の増額分も含めて実施できる額となりました。

次に、10の本市における中学校昼食対策の検証の（1）中学校昼食対策導入の経緯ですが、この経緯は中学校給食を検討する上で大変重要なものと認識しております。もう一度この経緯を理解する意味で、詳細な説明をさせていただきます。

中学校給食検討は、昭和50年から議論を重ねてきました。平成元年に中学校給食審議会が発足し、中学校給食の是非についての諮問を受け、平成3年に自校直営方式による完全給食を実施することが望ましいとする答申が出されました。しかし、教育委員会は平成4年、用地の確保や建設費、運営費などの財政的理由や、当時の中学校の状況を背景とした生徒による配食の問題等による学校の反対などにより、学校給食は貧困の時代を補う制度であり、現在は飽食の時代であり、子どもたちの食事の好みも多様化し画一的な給食を実施することは困難であり、やむを得ぬ家庭の事情により弁当を持参できない子どもに対する対応策を考える必要があるなどの7項目の考えを示し、当面、中学校給食の実施を見送るとの結論を出し、本市における中学校給食の課題は独自の経過を歩むこととなりました。

平成8年9月、やむを得ぬ家庭の事情により弁当を持参できない子どもたちへの対応策として、デリバリーランチとして希望者へ注文による弁当の配食を開始いたしました。注文の減少などにより平成14年3月をもって廃止となりました。このことに伴い、教育委員会は平成12年、特に「自己判断できる年齢となった中学生は、食事は自分で選択できるようになる

べき」、「一人一人の発育が異なるので、個々に適した食事は保護者が考えるべき」、「行政は食事を用意できない子どもに手厚い援助をすべき」、「親子の愛情を相互に感じられる機会は残すべき」との考えに基づき、自校直営方式による完全給食は実施しないことを基本に、「弁当持参を否定しない弁当併用方式とする」、「自ら選択できる複数メニューとする」、「学校からの要望も踏まえ、学校集会や学年保護者会等に利用可能な多目的ホールを設置し、そこで食事を楽しむ環境の整備を図る」、「経費の軽減を図るために業者委託とすること」とする4本の柱を教育委員会の方針とした弁当併用ランチルーム方式による昼食対策を決定し、また事業の対象を弁当が作れない家庭や弁当が作れないときの生徒数を概ね全生徒の30%と見込み、平成16年5月第一中学校を皮切りに第二中学校、第三中学校と段階的に開設し現在に至っています。

続いて、10ページの(2)4つの柱の検証と、11ページの(3)アンケートから見る検証を行い、12ページで(4)総括を行っております。

13ページをお願いいたします。昼食対策、ランチルーム方式の総括です。弁当併用ランチルーム方式は優れた方式であり、当初の目的は達成している。しかしながら、生徒全員を対象とした方式でなく、現在の学校においては施設設備の拡充は困難であり、現状の規模、方式で継続することとなり、今以上の利用には耐えられなくなると推測できる。また、ランチルーム開設以降の食を取り巻く状況の変化により、食育の推進が学校教育の場に求められていることや、食物アレルギーの対応、女性の社会進出への支援などの新たな課題への対応が求められており、中学校の昼食対策については、新たな充実が必要であると総括いたしました。

14ページをお願いいたします。11の中学校給食の検討結果です。これまでの検討を踏まえ総合的に判断し、平成4年当時の中学校給食を実施できなかった要因は、現在では環境が変わったと判断いたしました。当時の中学校が落ち着いて秩序正しく給食を食べられる状況ではなかったことによる要因は、教師、保護者をはじめとした多くの学校関係者の長年の御尽力により現在は落ち着きを取り戻していると判断いたしました。

ただし、中学校期に現れがちな情緒の不安定な状況は、当市に限らず今後も向き合っていかなければなりません。学校給食を通し、生徒のゆとりある中学校生活を実現することで、抜本的な要因の改善を目指すこととし、また現在実施している昼食対策、ランチルーム方式は優れた方式であり、当初の目的は達成していますが、全生徒を対象にした昼食対策の充実

は、施設、設備的に困難であり、また食物アレルギーの対応やさらなる食育の推進など、新たな課題解決や学校給食の目的を達成する取組を目指し、さらに育ち盛りの生徒にとって安全安心で栄養バランスのとれたおいしい昼食の提供を目指すためには、全生徒を対象とした中学校完全給食を実施することとの結論に至りました。

なお、中学校給食の実施に当たっては、解決しなければならない課題や十分な準備、そして学校関係者等との調整が必要であり、今後、生徒、保護者、学校、教育委員会、そして市が連携し、生徒にとって望ましい給食となるよう取り組んでいく必要があるとしております。

21ページを御覧ください。それ以降は、(12) 検討の経緯として、庁議、教育委員会、市民等の意見を聞く場所として位置づけた福生市学校給食センター運営審議会、PTA等との懇談の記録と主な意見です。

次に、この結論を前提とした議案第4号資料の2、福生市立中学校給食の基本方針(案)を御覧ください。

これは、中学校給食を実施するに当たっての基本方針でございます。3ページを御覧ください。中学校給食を実施するに当たって五つの基本方針を定めました。「1 中学校完全給食の実施の前提に、災害時対応施設整備基本計画を策定する。2 災害時対応施設の重要な機能として「食育推進機能」を盛り込み、災害時対応施設整備基本計画を策定する。3 学校給食を活用したさらなる食育の充実を図る。4 安全・安心な給食を提供する。5 中学生がおいしいと言ってもらえる給食を全校に提供する。」でございます。

次に、議案第4号、資料の3、福生市学校給食の基本理念と基本方針(案)を御覧ください。これは、中学校給食を実施することを前提に置いておりますので、改めて小学校、中学校全体を含み福生市の学校給食実施に当たっての基本理念と基本方針について提案するものでございます。

1の学校給食法の目的と目標は、説明を省略させていただき、2の基本理念と基本方針を説明いたします。福生市の学校給食の基本理念は、「学校給食の七つの目標」の達成のために、「実際に給食を食する児童・生徒を中心においた給食を実施し、健全な心と体の成長を目指すとともに、生涯にわたり通用する食生活習慣を育み、自立できる児童・生徒を育成する給食」を基本理念とし、(1)安全で安心な学校給食の提供、(2)おいしく、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく子どもたちに届ける学校給食の提供、(3)魅力的な学校給食の提供、そして(4)学校給食の提

供を通じて生涯にわたり通用する食生活習慣を育む食育の推進の四つの基本方針に基づき、学校給食を実施するといたしております。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げますと説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

加藤委員 教育委員になりまして、まだ数カ月しかたっておりませんので、いろいろわからなかったり、知らないことがありまして申し訳ないのですが、昨年6月にお話の中にありましたように給食についてのアンケートが行われたとお聞きしましたがけれども、小学校の協力で行われたアンケートにもかわらず、中学校給食についての意見や要望もあったと伺っておりますので、その辺りをもう少しお話ししていただけますでしょうか。

学校給食課長 加藤委員におかれましては、平成25年10月に教育委員に就任されましたので、災害時対応施設整備計画に関する検討は途中からの参加となりまして御不自由をおかけいたしました。

御質問の小学校の保護者を対象とした学校給食アンケートについてお答えいたします。このアンケートは、平成25年6月に現在実施している小学校給食の状況を把握し、学校給食の改善につなげるとともに、検討を開始している新学校給食センターの検討資料とすることを目的に実施したもので、小学校給食のアンケートは、市内小学校の5、6年生の児童と市内全体の児童の保護者を対象に世帯単位で実施したものです。アンケートの状況は、配布件数2,030件、回収件数が1,150件、回収率は56.7%でございました。実は、このアンケートの準備を進めている時期は、まだ中学校給食実施の検討をするとの見解を表明しておりませんでしたので、アンケートの設問に直接中学校給食に関する設問を設けることができませんでした。そこで、中学校のランチルームに関する自由意見欄を設けました。その結果、学校給食にしてほしいと記入していただいた保護者が509人、44.3%いらっしゃいました。このことは、直接中学校給食についてお聞きしていないにもかかわらず、中学校給食を求める保護者が潜在的にいるとの認識につながり、中学校給食実施の判断の基礎となっております。

委員長 よろしいですか。

加藤委員 はい、ありがとうございます。

委員長 ほかにいらっしゃいますか。

徳永委員 質問ではなくて、むしろ感想になってしまうかもしれませんが。私自身も教育委員になってまだようやく1年数カ月で、そういう意味ではこれまで

の経緯ということ存じ上げない立場にありました。単純に一市民ということで、どうして福生では中学校給食がないのだろうというぐらいの認識でした。それが、8回に及ぶこういった討議を重ねてきて、そこで私たちの疑問に対して詳しい報告があったり、それに基づいて討議をしたり、それらが反映された形で今日こういった総括的な内容が、方針化されたものが出てきて、一市民の立場としてはとてもうれしく受け止め、喜ばしいと受け止めました。

こういった形で大きな方向がようやく出されたわけですので、今、説明のあった基本理念と基本方針というものが今後きちんと実施されていくのかどうか、それが今度私たちの教育委員会の仕事としてきちんと見守っていききたいと思います。

渡辺委員 御説明ありがとうございました。ランチルームの総括から最終的にはその中学校給食の検討結果というところになりまして、一番最後ですけれども、解決しなければならない今後の課題や十分な準備、スケジュールを含めてですけれども、今後こういった協議事項が発生してくるかというところと、あと将来的なその展望をお話いただければと思います。

学校給食課長 それでは、最初の質問の、今後教育委員会で結論をいただき、御決定をいただく項目について御説明させていただきます。

中学校給食について皆様方の教育委員会の結論をいただくわけですので、新学校給食センターの前提が明確になりますことから、今後は具体的な検討に入ることとなります。具体的には、食物アレルギーの対応について、給食の配送方法及び配送計画、配膳方法や食器の材質、種類、正規職員で給食を実施するか、委託にするかなどでございます。また、学校の改修や災害時対応施設の食育機能や災害時対応機能についても御検討をお願いすることとなります。方法は、これまでと同様に事務局で検討したものを説明し、御相談を申し上げます。これから、ほぼ毎回協議会や定例会で御提案することとなります。

なお、大変タイトなスケジュールで進めていかなければなりません。6月までに基本計画を策定しなければなりませんので、臨時の協議会や定例会について開催をお願いすることとなるかと思っておりますので、この場をお借りしてお願いを申し上げます。

また、今後の課題でございますが、一番の課題は学校の改修でございます。今現在、学校は授業を行っていて全ての教室を使っているわけですので、そこで1階から上階へ、上の階へ運ぶエレベーターの設置が

一番大きな課題になるかと思っております。また、今後はそれに向けての検討を詳細に詰める、もちろんコストとの比較をしながら皆さんに御相談をしていくという形になるかと思います。

今後の展望でございますが、センターの建設とは別に先ほど徳永委員もおっしゃっていましたが、問題はどのような給食をつくって子どもたちに提供するの、それがこれから子どもたちの成長にどのように影響していくかということを見定めながら進めていく給食でなければいけないと考えております。ぜひとも中学生、小学生が、給食が好きだと言っていただけ給食を出すように心がけていきたいという展望を思っております。

委員 長 よろしいですか。

渡辺委員 はい、ありがとうございます。

委員 長 では、私もこれまでやってきて感じたこと等をお話しさせていただきます。

私たち教育委員が、これまで中学校昼食対策として協議会とか、定例会などで話し合いをしたり、また学校給食課の職員の方たちと一緒に勉強を重ねてやってきました。その中で、中学校昼食対策導入の経緯を示していただき、この中学校給食は昭和50年から議論を重ねてきているという本当に長い歴史があって、さまざまな経緯をたどりながら現在に至っているということを初めて知りました。当時の委員さん方の記録からも中学校給食に真摯に向き合われ、また活発に議論されて、そのときの状況に一番適した最善策をとってこられたという経緯もわかりました。本当に先輩の委員の方々には頭の下がる思いです。

今回は、私たちがこの問題について考える立場になったわけですが、1冊の冊子にまとめていただいた資料をもとに、時系列にさまざまな課題についてしっかり検証して、そしてこういう結論に至ったわけですが、けれども、当時は、用地獲得や財政的困難が一番大きな理由でできなかったわけですが、用地獲得は加藤市長の熱い思いと献身的な働きで、またその財政面でも現在のランニングコストぐらいで維持していくという計算もクリアできました。あとは、ランチルームの色々な課題が浮き彫りになってきて、それをどのように解決するかということもこの学校給食を考えるきっかけになっていることもわかったのですけれども、以前中学校が落ち着かない状態であったときには、中学校で完全給食を実施することには不安な面もあったでしょうけれども、現在は学校や保護者、教育関係者、そして子どもたちの努力等によって本当に落ち着いた状態にあるので、学校

給食を開始するととてもいいチャンスになったと私も思っております。

雑ぱくにお話ししてしまったのですが、学校給食課長が今このタイミングでなぜ学校給食を実施するのかということについて、そこが市民の方も一番お聞きになりたいところではないかと思っておりますので、お話ししていただけますでしょうか。

学校給食課長 委員長から今お話をいただきましたとおりに思っております。また、おっしゃるとおり、中学校給食の検討を記載しておりますが、幾つか理由がございます。最大な要因は、建設予定地の確保でございます。福生市は、横田基地に行政面積の約3分の1を提供し、思うようにまちづくりができる状況ではございません。既存の2カ所の給食センターの建替えもその例外ではなく、長い間の懸案事項でありましたが、事実上は停滞をしておりました。しかし、加藤市長の奮闘によりまして国が政令を改正し、無償で給食センターの建設予定地を確保したことと考えております。しかも、小学校給食のみならず、中学校給食にも実施できる広さが確保できたことが契機になりまして、多くの市民からの要望もあり、中学校給食を検討するという見解に至り、その検討の結果、中学校給食を実施できなかった要因を改善していくことが明らかになったわけでございます。ここで動かなければ次の建替えの時期は30年、40年先になるとも考え、中学校給食の検討結果を御提案できた今、改めて強く感じることは、この機を逃すな、今でしよとの思いから中学校給食実施の教育委員会の判断をお願いしたと思っております。また、ランチルームの検証を通じて、弁当併用ランチルーム方式は優れた制度であり、当初の目的は達成していると総括いたしました。今もそのように思っております。できればランチルームのままとも思っておりましたが、さらに充実を求められている状況がございますので、何らかの手を打たなければならないと認識しております。

いずれにいたしましても、学校給食は食事を提供するだけの給食では既にあります。子どもたちをめぐるさまざまな課題の解決の手立てとしてその必要を強く認識したことが、中学校給食を実施すると結論に至った理由でございます。

委 員 長 わかりました。

ありがとうございました。先ほど子どもたちには安全で安心な学校給食、またおいしい、温かいものは温かくとか、すばらしい給食を提供したいということでした。今後のことになると思いますが、給食時間の確保とかそういうところも大きな問題になってくるかと思ひますし、また食育を進め

ていく上で、給食はただ昼食を提供するだけではないということも、これからもしっかりと見届けながら福生市は先進的な学校給食を実施していかなければと思いました。よろしく願いいたします。

ほかに質疑等はございますか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第4、議案第5号、福生市教育推進プラン（平成26年度～28年度）についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第4、議案第5号、福生市教育推進プラン（平成26年度～28年度）について説明をさせていただきます。

まず、提案理由、内容につきましての説明をさせていただきます。この平成26年度から28年度の福生市教育推進プランにつきましては、何回かの御協議をいただきましてこのたび最終案として取りまとめましたので本日提案をさせていただくものでございます。

それでは、内容につきまして説明をさせていただきます。別冊の資料、福生市教育推進プランをお願いいたします。この福生市教育推進プランにつきましては、福生市教育振興基本計画に基づき短期的に取り組む推進事業の事業概要と短期計画を掲載しておりますが、毎年度、見直しを行うものでございます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。ここでは推進プランの基本的な考え方を記載してございます。(3)に推進プランの位置づけの図がございしますが、長期計画である教育振興基本計画に対し、推進プランを短期計画として位置づけ、推進事業の実施、取組状況の作成、点検及び評価、そして事業の改善へと一連のサイクルで実施をいたします。

次に、2ページ、3ページをお願いいたします。推進事業の体系と内容について掲載をしてございます。四つの視点とそれぞれの視点における推進事業の内容は、教育振興基本計画で示しております四つの基本方針ごとに掲載をしてございます。また、4ページから44ページまでが基本方針ごとの推進事業計画の一覧表となっております。表の掲載の中に、新規事業に

つきましては事業名のところに㊦と、またレベルアップ事業につきましては㊧と記載をしております。

最後に45ページに福生市教育委員会の教育目標、46ページに教育目標を達成するための基本方針を掲載しております。

なお、教育委員会協議会での御意見等も踏まえまして、細かな調整、修正をさせていただきました。また、さらに別紙で正誤表を添付してございますが、この事業3件につきましては、はじめの学校適応支援室事業（パソコン借上げ）につきましては、学校適応支援室（そよかぜ教室）の活用の事業に含めたため削除をいたします。また、ジュニア育成教室の実施は、NPO法人福生市体育協会の事業となったため削除をいたしました。そのすぐ下に同じ表記がございますが、これは再掲として表現されていたものでございまして、同様に削除をさせていただいております。

変更箇所は以上でございます。また、説明は以上でございます、御協議を賜りまして、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

ございませんか。私から幾つかよろしいでしょうか。

まず、6ページのオの不登校問題への取組の下から2番目ですが、不登校対策協議会の開催がこれまでと同じく年2回となっております。この不登校問題は、私たちが抱える大きな課題で、学校においても、また教育相談等においてもいろいろと御尽力いただいているわけですが、なかなか改善の傾向が見えてこないのですけれども、この年2回で大丈夫だというか、十分なのでしょうか。

主幹 これまでも不登校対策協議会につきましては、各学校の生活指導主任ですとか、子ども家庭支援センター等の関連機関、あるいは指導主事等が入りまして年2回開催しております。この対策協議会につきましては、来年度以降もちろん継続であります、既に教育長も申し上げておりますとおり、不登校対策につきましてはさらに重点化して取り組んでいくための検討委員会等を立ち上げまして、その不登校問題さらに議論を深めて具体的な対策を考えていかなければいけないということがございます。その検討委員会につきましては、来年度に新たに立ち上げるということでありまして、現時点ではこの不登校対策については、継続しつつ新たな対応を考えていきたいと考えております。

委員長 わかりました。

教 育 長 大変重要な問題でございます。私から補足をさせていただきます。ふっさっ子未来会議におきましても、こうした問題等が取り扱われておりまして、さまざまに働きかけの質を上げていかなければならない、成果を上げていかなければならないということでございます。現在年2回ということではここには記載しておりますが、これまでは、指導室を中心に毎月学校にこのことにつきましての聞き取りや指導を行ってきております。ただ、御案内のとおり複合的な問題等がございます、なかなか改善という形で報告できないことに大変申し訳なく思っております。そういった意味で、本市の抱える大きな課題の一つでございますので、この会議をもう少し拡大していきたい。さらには責任のある立場の校長等をその会議の委員として出席をしていただいた上で、専門的な方々のまた御支援をいただいて会議をつくっていく必要があるかと考えております。そうした意味では、今回教育センターの改革ということで特別支援教育、そしてまた不登校、教職員の研究・研修といった機能をさらに向上させるべく専門家等の配置をお願いしたところでございまして、その辺の問題も含めまして、併せてこの不登校問題につきましては、さらなる会議の充実を図って一人一人へのケースの働きかけの質を改善してまいりたいと考えているところでございます。

委 員 長 ありがとうございます。今後も充実したそういう会議を開いていただき、一人でも多くの子どもが学校に復帰できるようにしていただきたいと思っております。

ほかにございますか。

徳 永 委 員 どこで質問してよろしいかわからなかったのですが、22ページのア学校安全対策の充実で、気になっていることが一つありまして、自転車を乗り回している子どもたちが多いけれども、最近、自転車は車両であるということが世の中全体の流れというところから、そのことの認識とかそれに伴うルールとかが不徹底のように思います。自分自身もかつて何回かぶつかりそうになったことがあるので、これをセーフティー教室なのか、安全教室なのか、この辺りの中でぜひ付け加えていただきたいと思います。

主 幹 セーフティー教室は、ここにも書いてございますが、全校で必ず年1回行っております。その内容は、もちろんその交通安全にかかわるものでございますけれども、その他現在のさまざまな課題に係るものです。特に不審者対応ですとか、それから中学校になりますと携帯電話の使用等といったことも内容に入って、多岐にわたってまいります。ただ、自転車の乗り

方に関しましては、各小学校で3年生が福生警察署の方に来ていただいて、自転車教室を行っております。そこで、まず正しい自転車の乗り方、道路での自転車は、こういうふうに通っていかねばいけないといった基本的なルールは学んだ上で、またそのセーフティー教室もそうですが、あるいは各学校で年間の安全指導の計画もございますので、その中でも適宜指導していくように行ってまいります。

委員長 よろしいですか。

主幹 それに加えまして中学校、これは3校が持ち回りなのですけれども、毎年一つの中学校におきましてスタントマンを呼んでまいりまして、実際に自転車の乗り方、それからあるいは横断歩道を渡るときに自動車に気をつけなければいけないといった具体的な行動を見ることによって、こういった場合には危険である、気をつけなければいけないという生々しいスタントマンの方々の演技を見て、実際に自分たちで気をつけようといったことは、持ち回りでやっています。中学校3年間のうち1回は全員スタントマンによる交通安全教室を体験できるといったことも行っております。

委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

7ページの上から五つ目のスポーツ教育推進校事業に当たるかどうかわからないのですけれども、先ほど教育長の報告にもありましたように、先日、市の教育研究会報告会がございました。そのときに中学校で体育の研究の成果を発表されたのですけれども、毎年行っています体力テストで、特に福生の子どもは投げる力が弱く、その投げる力をどのようにしてつけていくかという研究をされておりました。とてもいい指導方法を考えてくださったのですけれども、その先生の報告の中に子どもの成長曲線を考えると、これは中学校よりも小学校でやったほうがより効果的なのではないかという御提案が最後にありました。その成果を受けての小学校のスポーツ教育推進校でこれを引き継いでいただけたら小中連携の研究活動になるし、また子どもの体力向上につながっていくのではないかと思います、いかがでしょうか。

主幹 先日、その福生市教育研究会報告会では、委員長のおっしゃるとおり、中学校の保健体育の授業の技能の基礎的なものは、小学校の段階で身につけていくべきだという大変具体的なわかりやすい発表でありました。実際小学校でも、ボール運動の型の球技を行っております、そこでラケットベースや、あるいはソフトボールを授業で行っております。そこでも、先

日の中学校の発表を受けて、当然小学校でそういう投げ方の不得意なところは指導していく必要があると思います。それに加えて、スポーツ教育推進校事業については、来年度も小学校3校が申請をしております、もちろんそれが確定するのは4月になってからですが、その3校での取組は市内に当然還元していきたいと考えております。また、その上の欄に書いてあります「一校一取組」、それから「一学級一実践」といった施策も東京都の体力向上施策として各学校に定着しております、例えば、ある時期の休み時間に、子どもたちが校庭を何周も走ったりとか、それから寒い冬の時期には縄跳びをしたりですとか、そういったことも定着しておりますので、それについても引き続き行っていく中で子どもたちの体力向上につなげていきたいと考えております。

委員長 ありがとうございます。研究の成果を小・中で共有できるのはとても素晴らしいなと思いました。

すみません、引き続きよろしいですか。10ページの上から四つ目です。言語能力向上推進事業なのですけれども、これは現在福生第五小学校で3年計画として行われているものなのですけれども、この年度別計画を見ましたら本年度以後の予算がないのですけれども、この辺りを説明していただけますでしょうか。

主 幹 東京都教育委員会によります言語能力向上推進校事業ですが、これは平成23年度から行ってまいりまして、3年間の取組として行ってきております。平成25年度は、今年もこの福生第五小学校がこれに手を挙げまして指定を受けて取り組んでいます。当初3年間の計画ではあったのですが、平成26年1月31日に東京都教育委員会から通知が参りまして、平成26年度はこれまでのこの言語能力向上推進校の成果を踏まえて、新たに言語能力向上拠点校を募集するといったことになりました。つまり、これまでの言語能力向上推進校の3年間ではなくて、言語能力向上拠点校を、実施期間としましては平成26年の4月から平成27年3月まで、つまり指定期間は1年間になるといった通知がございました。そこで福生第五小学校とも確認をいたしまして、新たにこの言語能力向上拠点校として26年度に取り組んでいきたいといったこととございます。ただ、この実施期間としましては、実施期間は1年間ですが、その翌年度以降2回まで更新可能となっております。つまり、続けて行う場合には3年間できるということも書かれておりますので、この時点では26年度と書いてございますが、27年度もやっていくということであれば、また引き続きということに取り組んでまいる予定

であります。

委員 長 当初3年間で予定された学校とすれば、突然の計画変更ということで大変かと思いましたが、わかりました。

あと1点聞かせてください。17ページの一番上です。日本の伝統・文化理解教育推進事業ですけれども、福生市教育委員会としても日本の伝統文化を子どもたちにもっと力をつけて身につけさせていこうと取組をしておりますけれども、ここの年度別の計画を見ますと26、27、28と予算額が随分増えていっているのですけれども、これは今後何かされる予定とか計画とかがあるのでしょうか。

主 幹 これは、ふっさっ子未来会議でも検討、協議課題になっていますが、福生市のこの和と洋の文化の魅力を一層伸ばしていこうということで、それをまた広げていこうといったところございます。そういったこともございまして、この日本の伝統・文化理解推進事業といたしまして、本市ではさらにレベルアップして取り組んでいきたいというところがございます。今年度は福生第三小学校の和太鼓の活動であったり、第四小学校、第二中学校ではお茶やおはやしといった取組を行っている事業でございますが、来年度はさらにレベルアップし、また27年度、28年度もより活動を広げていきたいといったところで、このような計画を立てております。年々レベルアップしていくという計画も立てております。

委員 長 楽器の購入とはまた別ですよ。

主 幹 はい。

委員 長 わかりました。

教 育 長 私からちょっと補足をさせていただきます。この日本の伝統・文化理解教育の推進でございますが、古民家を活用した伝統・文化理解教育を推進していこうということで、ふっさっ子未来会議でも話は出ているところで、主幹から説明があったとおりでございます。ただ、これにつきましては、ただいま重要文化財の指定を受けるべく手続を事務局において進めているところでございまして、その一連の指定が終わりませんと、なかなか活用に合わせて改修等ができないといったところもございますので、今現在、市といたしましては、企画調整課を中心にこの事務分担をしているところでございまして、今後そういった形でどのように活用すべきかといったところに差しかかってまいりましたときに、予算等が発生してまいるところでございますので、これとは別予算でその対応をさせていただくことになるだろうと考えているところでございます。

委員長 ありがとうございます。  
ほかに質疑はございますか。よろしいですか。  
ないようでしたら、質疑を終わります。  
お諮りいたします。議案第5号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第5、議案第6号、平成25年度福生市一般会計補正予算(第4号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。

庶務課長 それでは、日程第5、議案第6号、平成25年度福生市一般会計補正予算(第4号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から別紙のとおり意見を求められたので、本議案を提出するものでございます。

続きまして、補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,902万6千円を追加し、歳入歳出予算総額を226億8,941万6千円と定めるものでございます。

次に、教育委員会が所管、または関係する予算でございます。歳入で、17款 寄附金、1項 寄附金、1目 まちづくり寄附金の補正額1,061万5千円のうち説明欄3の教育寄附金でございますが、15万5千円でございます。これは、市民お一人から8万円、また市民の団体から7万5千円の寄附を頂戴したものでございます。

次に、歳出でございますが、10款 教育費、5項 社会教育費、6目 地域会館管理費でございますが、これは歳出額の補正ではございませんが、財源内訳を変更するものでございます。内容としましては、わかたけ会館改良事業のうち設計委託料が当初予算に対しまして557万円減額になったことに伴いまして、これに対する国の補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金が500万円減額となり、この歳入が減ったために一般財源から補填するための財源調整を行うものでございます。

説明は、以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますようお願いをいたします。

委員長 内容説明は終わりました。  
質疑がありましたら、お願いいたします。  
質疑はございませんか。  
ないようでしたら、質疑を終わります。  
お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第6、議案第7号、平成26年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。

教育次長より内容説明をお願いいたします。

教育次長 議案第7号、平成26年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。なお、提案理由につきましては、議案第6号と同様でございますので省略をさせていただきます。

予算書の写しにつきましては、別冊でお配りをさせていただいておりますが、非常にボリュームがございますので、大変恐縮でございますが、資料をつけさせていただいておりますので、その資料によりまして概要を御説明申し上げます。

平成26年度当初予算についてでございますが、まず1の予算規模でございます。はじめに、一般会計でございますが、一般会計につきましては、平成26年度220億9,000万円、前年度と比較いたしまして3億6,000万円の増、率で1.7%の増でございます。そのうち教育費につきましては25億8,318万1千円で、一般会計全体に占める割合は11.7%でございます。また、前年度との比較では3億5,577万円、率で16.0%の増でございます。なお、教育費を学校教育関係と社会教育関係とに分けますと、学校教育関係が12億2,498万3千円、教育費の中での構成比といたしますと47.4%、また社会教育関係が13億5,819万8千円、構成比は52.6%でございます。

次に、2の増減理由でございます。一般会計全体から申し上げますと、25年度に実施をいたしました福東緑地整備事業と第三市営住宅エレベーター設置事業が終了したことに伴う減と、職員数の減などによる人件費の減はございますが、臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金給

付事業、古民家取得事業及びわかたけ会館改良事業などが増となったことにより、全体として増となっております。

なお、臨時福祉給付金給付事業と子育て世帯臨時特例給付金給付事業につきましては、消費税率の引上げに伴う低所得者対策の事業でございますが、臨時福祉給付金につきましては、対象者1人につき1万円、また子育て世帯臨時特例給付金につきましては、対象児童1人につき1万円を給付対象者に給付するものでございます。また、古民家取得事業につきましては、明治期に建造された貴重な住宅でございます旧田村邸を保存及び活用するための事業でございます。もう一つのわかたけ会館改良事業につきましては、老朽化に伴う内外装、屋内防水、空調設備の改修や図書室の増築等を行う事業でございます。

また、教育費でございますが、25年度にございました第一中学校便所改良事業とさくら会館外壁改良事業が事業終了に伴い減となっておりますが、ただいま申し上げました古民家取得事業とわかたけ会館改良事業の増により教育費全体では増となっております。

続きまして、歳入の教育関係の主なものを記載させていただいております。表でございますが、まず予算科目、次が主管課でございますが、この主管課につきましては、右側の説明欄に記載いたしました使用料や補助金を主管する課を記載しております。次の予算額につきましては、上段が26年度の予算額、その下の数字が前年度対比の額、さらにその下が増減率でございます。その右が説明欄、一番右がページでございますが、このページにつきましては、別冊の予算書の該当ページを記載してございます。

それでは、順に御説明をさせていただきます。まず、ナンバー1の4目教育使用料につきましては、予算額4,005万5千円、前年度比48万円、1.2%の増でございます。説明欄を御覧いただきますと、主なものとして公民館使用料から記載しております。なお、括弧内の数字につきましては、前年度との比較額でございます。この中で一番増減が大きいものは、上から4行目の福庵使用料でございますが、これにつきましては、利用者の増によるものでございます。

次に、ナンバー2の6目教育費国庫補助金につきましては、前年度比599万9千円、23.9%の減でございますが、これは理科観察実験支援事業補助金と第三小学校便所改良事業補助金などの増がございしますが、25年度に実施をいたしました第一中学校便所改良事業の減が主な要因でございます。

次に、ナンバー3の7目 特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる9条交付金と言われる防衛省からの交付金でございますが、このうち教育関係では、わかたけ会館改良事業に1億3,500万円を充当いたします。

次に、ナンバー4の1目 総務費都補助金、3節の市町村総合交付金でございますが、この交付につきましては、多摩地域の市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図る目的で交付されるものでございますが、教育関係では各小・中学校教科用消耗品等購入費、わかたけ会館改良事業や中学校昼食対策事業ほか6事業に充当をいたします。

次に、ナンバー5の7目 教育費都補助金でございますが、前年度比229万2千円、率で5.4%の減でございます。減の要因といたしますと、説明欄の一番上でございます公立学校水飲栓直結給水化モデル事業補助金の減によるものでございますが、こちらにつきましては、25年度におきましては、第四小学校と第一中学校で飲料水の直結給水化を行っておりますが、26年度につきましては、第三小学校のみのため減となっております。

最後に、ナンバー6の5目 教育費委託金につきましては、前年度比379万8千円の増となっております。これは、説明欄でございます3つの事業に伴う東京都からの委託金の増によるものでございます。

続きまして、歳出の主要事業の一覧でございます。教育関係の主な事業を予算書のページに沿って記載をさせていただいておりますが、こちらにつきましては、これまでに何度か御説明申し上げております。また、事業概要もつけさせていただいておりますので、大変恐縮ではございますが、説明につきましては省略させていただきたいと存じます。

以上、大変雑ぱくでございますが、一般会計予算の原案中教育費に関する部分の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

徳永委員 22ページのナンバー5の水飲栓直結給水化について、言葉の意味がよくわからないので、教えてください。

庶務課長 この水飲栓直結化モデル事業ですが、従来学校の水道は受水槽に水をためて屋上の高架水槽に上げて、そこから各蛇口に供給しておりましたが、東京都の事業としまして、道路の水道管から直接つなぐということを進めております。それによりまして、ためた水ではなく直接水道管から新鮮で

おいしい水が飲めるという取組でございまして、現在各校で進めておりますが、その事業を来年度第三小学校でやらせていただくものでございます。

徳永委員 ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。

庶務課長 補足でございますが、学校の受水槽はそのまま残させていただいて、そこにも水をためてトイレ用の水に使うようにしております。また、常に点検も行っておりますので、災害時には避難民、避難者の飲料水としても使えるように受水槽等は残置したままでおります。

委員長 ほかに質疑はございますか。

渡辺委員 教えてもらいたいのですが、26ページの先ほどの給食センターの建設に伴う経費のナンバー1ですけれども、この委託というのは事業概要を見てもどういった委託なのか見えてこないのので教えていただきたいです。

教育次長 26ページの災害時対応施設整備基本計画策定支援委託でございますが、これにつきましては、25年度に債務負担を組ませていただきまして26年度に予算を執行するものでございます。先ほど中学校給食実施の決定をいただきましたが、まずその災害時対応施設の建設に当たりましては、一番最初に基本計画を策定いたします。その基本計画策定をするための支援委託ということで、先ほど学校給食課長から説明がありましたが、6月末までに基本計画を策定するための経費でございます。今後につきましては、基本計画を策定しますと、基本設計、実施設計、それから工事となっておりますが、現時点の計画では平成29年4月にオープンできればと考えております。

渡辺委員 ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。

渡辺委員 はい。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第7、議案第8号、平成25年度福生市教育委員会表彰被表彰者の決定についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 日程第7、議案第8号、福生市教育委員会表彰被表彰者の決定について、提案理由及び内容について説明をさせていただきます。

まず、本議案の提案理由でございますが、平成25年度福生市教育委員会表彰の被表彰者を決定する必要があるため、本議案を提出するものでございます。なお、1月の定例会で19件の表彰者の決定をいただきました後に追加の推薦があったため、本日は1件につきましての御審議をいただくものでございます。

この追加対象者は、20番のことがわら学園加美平書道教室に所属する福生第二中学校3年の菅井鈴乃さんでございます。公益財団法人日本武道館主催、また文部科学省が後援する第50回全日本書初め大展開覧会公募の部で文部科学大臣賞を受賞した等の功績によるものでございます。なお、この表彰によりまして、下の表でございますが、表彰対象者の内訳は、個人及び生徒の表彰は個人が14人、団体が2団体、個人及び団体の表彰では、個人4人でございます。合計で個人が18人、団体が2団体となるものでございます。

以上で表彰者の決定の追加につきましての説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようよろしくお願いをいたします。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

この方は去年も受賞されていて、また去年よりも一段グレードアップされた文部科学大臣賞を受賞されたということですよね。審査会が終わった後に追加で結構出てくるのですけれども、子どもたちには賞をとった直近で表彰してあげたいし、それを逃すと1年間待たせなければいけないわけですから、最終決定の時機はとても難しいことだと思います。立派な成績を挙げた多くの子どもたちを、表彰してあげたいと思っております。

ほかにございませんか。

それでは、質疑がないようですので質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第8、議案第9号、福生市教育委員会公印規則の一部改正についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 日程第8、議案第9号、福生市教育委員会公印規則の一部改正について、説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、電子計算組織による公印の取扱いの規定を追加するため、本規則を改正する必要があるためでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表により説明をさせていただきます。第1条から14条は省略をしております。第15条として、表題が電子計算組織による公印の条文を追加するものでございます。第1項では、「電子計算機を利用して証明又は通知を行う文書等のうち公印を押すべきものについて、庶務課長が適当と認めたときは、電子計算組織に記録した公印の印影（以下「電子公印」という）を文書等に印刷して公印の押印に代えることができる。この場合において、必要と認めるときは、電子公印を縮小して使用することができる。」と規定してございます。これは、公印の印影を電子化しまして、データとして電子計算機に取り込んで公印の印影として打ち出す場合は、管理を徹底するために庶務課長の承認を必要とするという規定でございます。また、第2項として「前項の規定により電子公印を使用しようとするときは、あらかじめ庶務課長に電子公印使用届（別記様式第7号）」、これは次のページに掲載してございますが、この様式を提出し承認を受けなければならない。また、第3項としまして、「電子公印の使用の承認を受けた公印管守者は、印影の改ざんその他不正使用のないよう電子計算組織に記録した印影を適正に管理しなくてはならない。」という規定の追加でございます。これは、公印を管理する各課、各館の長になりますが、公印の改ざん、不正使用がないように適正に管理することを義務づける規定でございます。

なお、15条の追加に伴いまして、条の繰下げが生じてございます。また、この改正につきましては、昨年12月の定例会で改正されました福生市体育施設予約システムの運用及び利用者登録に関する規則におきまして、福生市体育施設等予約システム利用者登録証等に電子公印を使用することとなりますため、福生市教育委員会公印規則に電子計算組織による印影の規定がなかったため、新たに追加をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いをいたします。

委員長 内容説明は終わりました。  
質疑がありましたら、お願いいたします。  
ございませんか。  
ないようでしたら、質疑を終わります。  
お諮りいたします。議案第9号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第9、議案第10号、福生市教育委員会職員の職名に関する規則に基づく委員会の指定に関する規程の一部改正についてを議題といたします。

庶務課長よりお願いいたします。

庶務課長 続きまして、日程第9、議案第10号、福生市教育委員会職員の職名に関する規則に基づく委員会の指定に関する規程の一部改正について、説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、福生市教育センター条例施行規則第2条に定める職員の規定を追加するため、本規程を改正する必要があるためでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表により説明をさせていただきます。改正内容は、改正案として第2条、委員会が指定する職員に第2項としまして、福生市教育センター条例施行規則（平成20年教育委員会規則第5号）第2条に定める前号に掲げる職に相当する職にある職員としまして、教育センターに関する規定の追加をするものでございます。この追加に伴いまして、現行の第2号以下、号の繰下げが生じますとともに、現行第2号中の前号の文言が第1号に、第4号中の第5条の文言が第3条に、これは誤謬の訂正でございます。

次に、第3条、委員会が指定する名称のうちでは、第2号中の第5号の文言が第6号に、第3号中の第6号の文言が第7号に変更となります。これは、第2条の号の追加に伴う番号の整理でございます。この改正の理由でございますが、この規程とは別に福生市教育委員会職員の職名に関する規則がございまして、そこで職名に関することが定められております。職名というのは、職員の職務上の資格や立場を示す総称でございまして、この規則では職員の職名を職層名と職務名に分けております。職層名と申

しますのは、参事から主事までの職責上の上下を示す階層別の呼称でございまして、職務名につきましては、これは教育委員会が指定する名称をもって職務名にかえると規定をされております。この規定を受けたものが今回改正対象となっております福生市教育委員会職員の職名に関する規則に基づく委員会の指定に関する規程でございまして、この第2条では昨年12月の定例会で教育センター条例施行規則が改正されました際に、教育センターに関する規定がここに含まれていなかったことが判明いたしましたために、今回追加の改正をお願いしようとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。  
質疑がありましたら、お願いいたします。  
ございませんか。  
ないようでしたら、質疑を終わります。  
お諮りいたします。議案第10号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第10、議案第11号、福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第10、議案第11号、福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、指導教諭の導入に伴い、指導教諭等の規定を追加するため、本規則を改正する必要があり提案をさせていただくものでございます。

指導教諭とは、平成19年度の学校教育法の改正に伴い、学校教育法第37条第2項において「副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。」と定められた職で、同第37条第10項において「指導教諭は児童の教育をつかさどり並びに教諭、その他の職員に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。」とされ、組織的な人材育成を推進するため設けられた職でございます。

新旧対照表を御覧ください。改正した点でございます。第8条の2の2第1項に「小中学校に指導教諭を置くことができる。」と規定し、第2項に指導教諭の職に関する規定を追加し、第8条の5第1項に教務主任等の具申に関する特例を、同条第2項に研究主任の具申に関する特例を定めております。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。  
質疑がありましたら、お願いいたします。  
ございませんか。  
ないようでしたら、質疑を終わります。  
お諮りいたします。議案第11号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第11、議案第12号、福生市公立学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第11、議案第12号、福生市公立学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴い、本規程を改正する必要が発生したために提案するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。改正した点でございます。第3条において項ずれとして、規則第8条第3項を規則第8条第6項に、管理運営に関する規則に研究主任を追加したことに伴う整備として、規則第8条第5号と第6号を整備したものでございます。

以上で説明を終えさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。  
質疑がありましたら、お願いいたします。  
よろしいですか。  
ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第12号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第12、議案第13号、福生市就学支援委員会設置要綱の一部改正についてを議題といたします。

教育センター主幹より内容説明をお願いいたします。

教育センター主幹 それでは、日程第12、議案第13号、福生市就学支援委員会設置要綱の一部改正について、説明申し上げます。

例規集は、第1巻、1、431ページでございます。

提案理由でございますが、要綱名を改正し、通級指導学級の入退級に関する規定等を追加するため、要綱を改正する必要があるためでございます。

福生市の就学支援委員会では、早期からの教育相談、支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から就学支援委員会から教育支援委員会へと名称を変更しようとするものでございます。併せて通級指導学級の入退級に関することも所掌事項に追加するため、福生市通級指導学級入級指導委員会設置要綱を廃止しようとするものでございます。

国からは、昨年9月1日付けで文部科学省からの学校教育法施行令の一部改正の通知がございました。障害のある児童・生徒の就学に関する手続に関しましては、現在多くの市町村教育委員会に設置されている就学指導委員会については、教育支援委員会といった名称とすることが適当である等の提言について留意することとされております。このことから、福生市では平成26年度から設置要綱の名称を変更しようとするものでございます。

改正内容でございますが、要綱名中「就学」を「教育」に改め、第1条中「特別」を「個別」に、「就学」を「教育」に改めます。第2条各号列記以外の部分中「就学」を「教育」に改め、第1号及び第2号中「特別」を「個別」に改め、第3号を第4号といたしまして、第2号の次に第3号として「通級指導学級（学校教育法施行規則第140条に規定する学級をいう。）の入退級に関すること。」を加えます。また、第3条中「就学」を「教育」に、また「16人」を「26人」に改めます。委員人数の変更は、平成25年度からグループ行動観察や専門部会などを実施し、委員の皆様の負

担が大きくなったことから各校2名の委員を推薦していただき負担を多くならないようにするものでございます。また、第5条第1項及び第3項、第6条、第9条並びに第10条中「就学」を「教育」に改める規定の整備をしようとするものでございます。施行日は、平成26年4月1日です。同時に福生市通級指導学級入級指導委員会設置要綱は、廃止いたします。

以上、御審議を賜り原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員 長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

渡辺委員 よくわからないのでお聞きしますが、第2条等で「特別」を「個別」に改正しますが、第3条の組織ではまだ「特別支援」という言葉を使っています。これは東京都の特別支援学級、学校だからということによろしいのでしょうか。

教育センター主幹 今回、「特別」から「個別」に変えた第2条等でございますけれども、福生市の特別支援教育に関する考え方といたしまして、個別一人一人のお子さんに対する教育支援を実施したいという気持ちで「特別」から「個別」と変えました。また、第3条にございます特別支援学級、特別支援学校等の名称でございますが、これは国及び東京都で現在固有名詞として使っておりますので、その辺については、現在変更いたすものではございません。

渡辺委員 どうもありがとうございます。

委員 長 この特別支援学級という固有名詞がまだずっと残るということですが、東京都教育委員会や国でも同様でしょうか。

教育センター主幹 はい、法律では現在この名称が使われております。

委員 長 そういうことによろしいですか。

渡辺委員 はい。

委員 長 ほかに質疑はございますか。

ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第13号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第13、議案第14号、福生市立図書館基本計画の策定についてを議題といたします。

図書館長より内容説明をお願いいたします。

図書館長 日程第13、議案第14号、福生市立図書館基本計画につきまして御提案申し上げます。

提案理由でございますが、図書館法第7条の2の規定に基づきます図書館の設置及び運営上の望ましい基準に基づき策定しようとするものでございます。なお、資料は、別冊議案14号資料でございます。本計画は、平成24年4月に福生市図書館協議会に諮問し、25年4月に答申されました福生市立図書館の今後のあり方についてを受け、基本計画を策定しようとするものでございます。

表紙、目次をめぐっていただき、本文1ページでございますが、第1章では、本計画の目的、計画の位置づけ、計画の期間などを示しております。

3ページからは、第2章で現状と課題を示しております。1施設の配置、2施設の更新、3蔵書、4利用、5市民へのいろいろなサービスといたしまして、児童サービスから始まり、市民との協働まで各サービスの現状、そして課題や方向性を示しております。

13ページでは、7課題整理といたしまして、大きく4つにまとめております。一つは、図書館利用の壁を取り払うでございます。図書館から離れた地域への対策の必要性、また現状では図書館を利用することが難しい障害をお持ちの方、外国籍の方、入院患者の人たちへのサービスの必要性を示しております。

二つ目は、図書費、資料費の確保でございます。図書館にとりまして、図書、資料費は図書館の質を決定づける最も重要な経費でございます。適正な予算の確保が必要であろうと考えております。

三つ目は、情報通信技術を活用した図書館サービスでございます。今後ますます変化いたします情報通信技術に対しまして、図書館で積極的に取り入れていくことが大切だと示されております。

四つ目が経験豊かな専門的職員の確保でございます。ここ数年、司書の資格を持つ職員が退職してまいります。福生市人材育成基本方針に沿い、今後、年齢層のバランスのとれた配置が必要となってまいります。

第3章では基本理念と基本目標に沿った運営方針を示しております。基本理念では、知識基盤社会における知識、情報の重要性を踏まえ、図書館は一人一人の個性を尊重した資料、情報の提供を行うとともに、生きる基

盤としての読書、情報の大切さを発信し、人の成長や自治体形成の発展に寄与することを基本理念としますと定めております。

16ページからは、基本目標に沿いまして、具体的な事業の方向性を示しております。

飛びまして、26ページでございますが、推進のための体制といたしまして、推進サイクルを示しております。

最後に資料でございますが、昨年5月28日から6月9日までの12日間に来館されました方へのアンケートの調査結果でございます。雑ぱくではございますが、福生市立図書館基本計画の説明とさせていただきます。御審議いただき、原案どおり決定くださいますようお願い申し上げます。

委 員 長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。この計画に対しても私たち教育委員の意見も随分取り入れていただきました。この計画書が配布されるのは図書館関係だけでしょうか。

図 書 館 長 この後、市の庁議にかけて3月議会に御報告をして、それで発行という形になります。市内のなるべく多くの方にとっておりますので、図書館でも配布できるようにしたいと思っております。また、図書館のホームページにも掲載したいと考えております。

委 員 長 ほかに質疑はございますか。

ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第14号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第14、議案第15号、委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長 日程第14、議案第15号、委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定につきまして、提案理由及び内容について説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、平成26年度からの教育委員会事務局及び学校その他の教育機関職員の課長補佐以下職員の任免その他進退を行うことについて、あらかじめ教育委員会の指示を受けたいため、承認を求めるものでございます。

内容でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、事務局職員についての任免に当たっては、基本として教育委員会の権限で行い、その同意をもって行うこととなっております。管理職につきましても、一つ一つ市長から同意案件として教育委員会に提案がなされているところではございますが、本来は課長補佐以下の職員につきましても、同様に提案がなされなければいけないこととなります。しかし、その都度、臨時の教育委員会にお諮りをしなければならぬ事態が生じ、人事異動が相当難しくなります。そのような意味から、課長補佐以下の職員の人事異動に関しましては、教育長が臨時代理として市長部局との調整等を行い、結果について御報告をさせていただくということをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして御承認をくださいますようよろしくお願いを申し上げます。

委員 長

内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第15号は、教育長が臨時代理を行うことに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長

御異議なしと認めます。よって、議案第15号は、教育長が臨時代理を行うことを可決することといたします。

次に、日程第15、報告第2号、平成26年度福生市立小・中学校教育活動発表会についてを議題といたします。

主幹より内容説明をお願いいたします。

主 幹

それでは、報告第2号、平成26年度福生市立小・中学校教育活動発表会につきまして御説明申し上げます。

福生市の教育施策と各学校の教育実践の発表を通して、学校、家庭、地域の連携、協力を図り、福生市の教育の一層の推進を目指す福生市立小・中学校教育活動の平成26年度の発表会につきまして御報告をいたします。

平成25年度、今年度の教育活動発表会は、本市として今年度より小中一貫教育推進事業に取り組んでおりますことから、先行して取組を進めております福生第三中学校区の3校による発表及び発表者代表により意見交換を行いました。今年度は、ここまで教育委員の皆様にも御出席いただいておりますふっさっ子未来会議において協議を重ねておりますことから、平成26年度第3回となります教育活動発表会におきましては、まずふっさっ子未来会議の1年次の報告を行いたいと存じます。

次に、福生市立小・中学校の教育活動の発表といたしまして、福生第一中学校区から福生第三小学校、福生第二中学校区からは福生第六小学校がそれぞれ発表を行います。さらに、全校で学校支援地域組織による学校支援を行っており、この機会にその役割や成果等を多くの方に知っていただきたいと考えまして、学校支援地域組織の取組につきましても、学校支援コーディネーターの方々が発表することといたします。そして、発表者代表による意見交換を45分程度行う中で、ふっさっ子、福生の子どもの未来について前向きな協議を行ってまいりたいと考えております。今回も、発表の冒頭には委員長に御挨拶をいただきまして、終わりに際しましては教育長に謝辞をいただきたいと存じます。

今後、発表校等とテーマや主な内容、方法等に関する打合せを綿密に行ってまいりまして、改めて確定したところで教育委員の皆様にご報告をさせていただきます。

- 委員長 内容説明は終わりました。  
質疑がありましたら、お願いいたします。
- 渡辺委員 主幹 これは、どこ向けの活動発表会なのでしょう。か。  
学校関係者はもちろんなのですが、保護者の方あるいは一般市民の方々に広く福生市の教育活動について知っていただきたいという趣旨で行っております。
- 渡辺委員 ぜひ一般の方にも広く聞いていただきたいと思いますので、PRをしっかりとお願いしたいと思います。
- 委員長 今年も各学校のパネル展示等がありますか。  
主幹 この54ページの7その他に書いてございますけれども、学校要覧の拡大展示を行ってまいります。例年同様に小中一貫教育の取組は大きく示しな

がら、各学校の学校要覧を拡大展示することを平成26年度も行ってまいります。

委員長 今回、学校支援地域組織等の取組の発表がありますが、何かそういった展示も同時にできるのでしょうか。

主幹 これは、学校支援地域組織が全校で活動を行っているところを、ぜひ学校関係者だけではなくて、広く市民の方に知っていただいて、特に各小学校校区において、また中学校区において学校支援地域組織への関心を持っていただき参加をする方をさらに広げていきたいという、これは学校支援地域組織の方々のお願いも受けての発表になります。ですから、今後その方々と生涯学習推進課長とも話をしていく中で、何かそういった取組をアピールできるものがあれば掲示をすることも考えてまいりたいと思います。

委員長 ぜひお願いしたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第2号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、報告第2号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第16、報告第3号、平成26年度福生市総合防災訓練についてを議題といたします。

主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 それでは、日程第16、報告第3号、平成26年度福生市総合防災訓練につきまして御説明を申し上げます。

平成23年3月の東日本大震災を受けまして、災害への適切な対応の必要性や災害発生時に各学校が避難所となることも十分に想定されますことから、平成25年度より本市におきまして各学校で児童・生徒の参加による防災訓練及び防災学習を実施することといたしました。今年度は、既に各学校が教育課程を編成した後に防災訓練及び防災学習の実施が確定いたしましたところから、平成25年10月26日土曜日の福生市総合防災訓練に合わせて実施することといたしました学校は、メイン会場となりました福生第七小学校のほか、サブ会場として福生第一中学校区の3校の計4校でございました。その他の学校は、別の日に実施となりましたことから、市内の各

町会、自治会等の代表の方々からは訓練の意義を考えれば、福生市総合防災訓練に合わせて全小・中学校で児童・生徒が参加して実施すべきであるという大変強い御意見を頂戴いたしたところでございます。

その後、担当課であります安全安心まちづくり課と教育委員会事務局とで話し合いを重ねまして、さらに消防署や消防団等の関係機関や小・中学校長の協議を経た上で、平成26年度の福生市総合防災訓練は平成26年10月19日曜日に実施をし、その日は市内全小・中学校で午前中授業を行い、その中で児童・生徒が町会、自治会等と協力して参加する形態で訓練を行うことといたしました。

今年度の福生市総合防災訓練が台風の影響により中止となりましたことから、来年度も引き続き福生第七小学校がメイン会場となりまして、午前9時より訓練を開始いたします。その他の学校はサブ会場となりまして、午前9時30分より開始となり、いずれも正午には訓練終了の予定でございます。10校が同時に訓練を実施いたしますことから、屋外で実施できる訓練の種類ですとか、あるいは設備などには限りがございます、メイン会場では全学年が参加できますが、現在のところサブ会場では小学校が200名程度、中学校ではいずれか1学年が参加をいたしまして、その他の学年は安全教育プログラムや「3.11を忘れない」等を活用した教室での授業を実施することによる参加ということで、全学年参加ということを考えております。

しかし、今後、町会、自治会等とともに、避難所運営連絡会を立ち上げ、訓練の内容を協議することとなった場合に、それに伴いまして内容の変更も考えられます。既に福生第三中学校ではこの避難所運営連絡会第1回を行っておりまして、順次他の学校にも広げていく予定となっております。

なお、来年度は雨天の場合も各学校での訓練を中止とせず、体育館や教室での授業等により可能な訓練を実施する予定です。また、今年度と同様にアレルギー対応を考慮いたしまして、全校に子どもが食するという事は禁止いたしますが、メイン会場の炊出しのカレーにつきましては、校長判断により食することも可能といたします。

今後、市における各学校の担当課が確定次第、順次担当課と各学校とで協議を行い、当日実施に向けて綿密な計画を立ててまいりますこととなります。

報告は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第3号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第3号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第17、報告第4号、平成26年度福生市立小学校移動教室についてを議題といたします。

主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 それでは、日程第17、報告第4号、平成26年度福生市立小学校移動教室につきまして御説明申し上げます。

平成26年度も本市の小学校では本年の5月20日から6月20日にかけて日光移動教室を実施いたします。実施に際しまして、移動教室において主に活動する場所の放射線量の測定結果を日光市及び日光観光協会のホームページから確認いたしましたところ、ほとんどの地点で昨年度以下の値となっており、福生市における基準値をも下回っております。また、水道水や井戸水の測定結果からも異常は見られてございません。

続いて、平成25年度の各学校の実施日と主な活動場所、さらに平成26年度の実施予定日を一覧にさせていただきます。また、来年度の实地踏査は、本年4月29日から30日の1泊2日で小学校長の代表と各学校の担当教員、指導主事が参加して行う予定です。庁用バスで各学校の活動予定場所の状況を確認して回り、必要に応じて放射線量を測定いたします。さらに、食材提供者や宿泊先等の打合せも行っております。今後、各学校の活動予定場所を集約し、实地踏査のコースを作成するとともに、その中で放射線量が公表されていない地点につきまして指導主事が測定を実施することといたします。

報告は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。市内の小学校の移動教室が日光方面ということで今は固定されておりますが、以前は新潟であったり、長野であったり、内容もバラエティーに富んでいたように思うのですけれども、日光に一本化するという指導があったのでしょうか。

主 幹 これは、ここまで全校が日光で行ってまいりましたのも、この主な活動場所、59ページを御覧いただきますとわかりますが、非常に自然体験ができる場所も多いとともに、歴史的な見学もできる場所が多くあるというのが大きな特徴です。6年生の児童は、小学校の社会科で歴史の学習を行うことがございまして、例えば日光東照宮等で実際に見てくることできる、あるいは足尾銅山も見ることができるということは、社会科の学習にも生きてまいります。そういったさまざまな面から考えまして、また移動の距離も考えまして日光に定着したということでございます。

教 育 長 これについては、私が事務局の指導室長として勤務しておりますときに、こういうことがございました。それまで移動教室は小学校ばらばらでございました。このことに伴う実地踏査等の対応が大変厳しくなっておりました。つまり、各個々にその実地踏査をするところで、自家用車を使っていたことがございまして、それは認められないということから、学校とのやりとりの中で何とか1カ所にしてもらえないかと。そうすれば、今行っているような形で実地踏査等ができるということから、各学校がその当時は3.11の前でございましたので協議をし、子どもたちの学習効果、活動内容等を踏まえて日光の地に定めたということございまして、その後3.11が起きまして、このようなことで放射線対策等も万全にしていかなければならないという観点も含めまして、そのような経緯をたどっておるところでございます。また、今後につきましては、学校と、学習等の内容について考えていかなければいけないときも来るのかと思っておりますが、今のところ学校からは特にその移動教室の先を変更という話はまだ出ておりませんので、慎重に見守ってまいりたいと思っております。

委 員 長 わかりました。

ほかに何かありますか。

先ほど主幹もおっしゃったように、日光では歴史的な文化遺産とか自然とか、あと名所とか体験とかコンパクトにいろいろなことができますけれども、まだ色々な体験がほかにもあるかと思えます。そういう体験も今後考えていかれることもあってもよろしいのではと思いました。

ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第4号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第4号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第18、協議事項1、平成26年度福生市教育委員会の基本的な考え方についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 協議事項1、平成26年度福生市教育委員会の基本的な考え方について説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、平成26年度福生市教育委員会の基本的な考え方を定める必要があるために協議をお願いするものでございます。また、この内容につきましては、2月25日に開催されます第1回福生市議会定例会初日の冒頭で、市長の施政方針演説に続きまして委員長から御発言をいただくものでございます。内容につきましては、62ページからでございます。なお、この考え方（案）につきましては、教育委員会協議会で御意見を頂戴したものに修正を加えたものでございます。

では、その内容につきまして概略を説明させていただきます。

まず、はじめにこの1年間を振り返ってということで、福生市の教育に影響をもたらした出来事としまして、いじめの問題。これは、本市の対応としての現状と今後の対応策について述べてございます。また、他市で発生した事件ではございますが、学校給食による食物アレルギー事故の対策につきましても、対策を徹底する必要があることを述べてございます。

次に、62ページの中段でございますが、本市の学校教育を取り巻く諸問題につきまして、一つの試みとしまして、ふっさっ子未来会議を昨年度設置しまして、教育と福祉の関係者が集まり諸問題について協議を続けているということを述べてございます。

62ページの一番終わりからは、教育委員会の三つの目標と教育目標を達成するための四つの基本方針を説明しまして、目標実現のために取り組む事業について検証を重ねながら着実に実施していくことを述べてございます。

続きまして、64ページをお願いいたします。ここからは、本市教育委員会が取り組みます26年度の主な施策と実施事業を推進プランに沿って説明をすると述べてございます。

まず、64ページの1段落目の中間でございますが、基本方針1の子どものたちの「生きる力」の育成の観点からは、不登校児童・生徒の対応や個別の教育支援、また基礎学力の定着問題では学習指導要領の確実な実施によ

る確かな学力の定着を目指し、このことによりまして、小学校課程4年までの基礎学力の全員習得と15歳の学力、進路保障を図ってまいりたいということをご述べてございます。

65ページでございますが、基本方針2の信頼される学校づくりの推進及び基本方針4で示してございます地域の教育力の向上の観点からは、地域に根づいた開かれた学校づくりを地域社会総がかりの教育として展開していく必要があると述べてございます。

65ページ、3段目でございますが、学習環境の整備・充実を進める観点からは、これは非構造部材と呼ばれます学校の建物の外壁や体育館の天井など、これらの点検の結果に基づきまして児童・生徒の安全確保のため、計画的かつ迅速な対応を図るということを述べてございます。

65ページの4段落目でございますが、基本方針3の生涯学習社会の推進の観点からは、ここで決定をいただきました福生市立図書館基本計画を策定いたしまして、時代の要請に応えた図書館を目指すこと、また次のページでございますが、学校図書館に学校司書が新たに配置されましたが、児童・生徒へ、また教職員への支援の拡大が期待されることを述べてございます。

また、66ページの3段落目には学校給食センター建設のところ、その終わりの2行に「また、市民の皆様、議員の皆様から強い要望をいただいておりますが、本日の定例会におきまして、学校給食の実施が決定されましたので、この文言につきましては修正、変更をさせていただきたいと存じます。その内容につきましては、担当課と調整しましてまた改めて報告を至急にさせていただきたいと思っております。」の表現をしておりますが、本日の定例会におきまして、学校給食の実施が決定されましたので、この文言につきましては修正、変更をさせていただきたいと存じます。その内容につきましては、担当課と調整しましてまた改めて報告を至急にさせていただきたいと思っております。

最後に、結びとしましては、教育振興基本計画を具体的に説明する計画としての教育推進プランにおける事業について毎年見直しを行っており、また、その点検評価を行っておりまして、教育行政に責任を持って取り組むことへの決意を込める言葉で締めくくるという構成とさせていただいております。

説明は以上でございます、中学校給食対策の部分の修正を加えさせていただきまして御承認いただきたくよろしくお願い申し上げます。

委員長

内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。こちらについても、私たちは事前に検討していますね。それでは、ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。協議事項1は、原案の一部修正をもちまして決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、協議事項1は、原案の一部修正をもちまして決定することといたします。

次に、日程第19、協議事項2、平成27年度文教施策と予算に関する要望調査についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 協議事項2、平成27年度文教施策と予算に関する要望調査について説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、全国市町村教育委員会連合会が関係省庁へ陳情する「平成27年度文教施策と予算に関する要望」の調査回答について協議が必要なためでございます。

この調査でございますが、全国市町村教育委員会連合会会長から各都道府県市町村教育委員会連合会会長及び事務局長に宛てに参ったものでございまして、この文書は現在東京都市町村教育委員会連合会の事務局でございます西東京市が受理をしまして、各市町村教育委員会に要望調査がございました。この調査につきましては、最終的に全国市町村教育委員会連合会が取りまとめまして、理事会、総会を経て、平成26年度の7月から8月にかけて、国に対して陳情活動を行う予定となっております。

要望事項につきましては、内容が大変細かいことから各担当部署で確認をお願いしまして、また新規の要望につきましては資料のとおりでございます。教育委員会連合会の要望事項ということになるものでございますが、今回教育委員会の皆様に御了解の上、回答をしたいと考えておりますので御確認をよろしくお願いをいたします。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。協議事項2は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、協議事項2は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第20、その他報告事項でございます。1のその他ですが、事務局にて事前に用意されているその他報告事項はないようですが、ほかにその他報告はありませんか。

委員の皆さんからは何かございますか。

ないので、その他報告事項は終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、平成26年第2回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後3時25分 閉会